

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義等） 第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。 一〜三十七の三 （略） 三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。 三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であつて、船舶の船名その他船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。 三十七の六 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中心により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。 三十八〜九十三 （略） （具備すべき電波等）</p>	<p>（定義等） 第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。 一〜三十七の三 （略） 三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。 三十七の五 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中心により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。 三十八〜九十三 （略） （具備すべき電波等）</p>

第十二条 (略)

2 3 4 (略)

5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F二B電波一五六・五二五MHz、F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz並びにF一D電波一五六・〇二五MHzから一六二MHzまでのうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を送り、及び受けることができるものでなければならぬ。ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F二B電波一五六・五二五MHzの周波数を送ることができるものであることを要しない。

6 3 13 (略)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

第十二条 (略)

2 3 4 (略)

5 船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F二B電波一五六・五二五MHz、F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz並びにF一D電波一五六・〇二五MHzから一六二MHzまでのうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を送り、及び受けることができるものでなければならぬ。

6 3 13 (略)